

当事務所が選ばれる理由



- **初回相談料 0円、着手金 0円**
ご相談・ご依頼をしやすいように、**初期費用のご負担を最大限小さく**しております。

- **賠償金獲得額の大幅増額**
保険会社が示す基準は、一般的に本来受け取るべき金額よりも低額です。弁護士が対応することにより、**獲得額が大幅に増額**することが多いです。(裏面解決事例をご参照ください。)

- **後遺障害認定をはじめとする各種手続のサポート**
医師等の外部専門家と連携し、**各種手続や交渉を代行・サポート**しますので、安心して治療に専念いただけます。



- **開設から35年の実績**
山本安志法律事務所の**開設から35年**。交通事故事件の分野でも**長年培ってきた実績と経験**があり、安心してご依頼いただけます。

- **保険代理店からの信頼**
神奈川県損害保険代理業協会(県内代理店の多数が加盟)の顧問を務めるなど、**厚い信頼と実績**があります。



弁護士特約をご利用ください

ご加入の保険に弁護士費用特約があれば、弁護士の相談費用、弁護士費用(上限300万円のことが多いです)を保険会社が負担してくれますので、ご負担なくご依頼いただけます。

Yamamoto Yasushi Law office

山本安志法律事務所

まずご相談ください



平日 午前9時30分～午後7時 土日祝 午前10時～午後6時

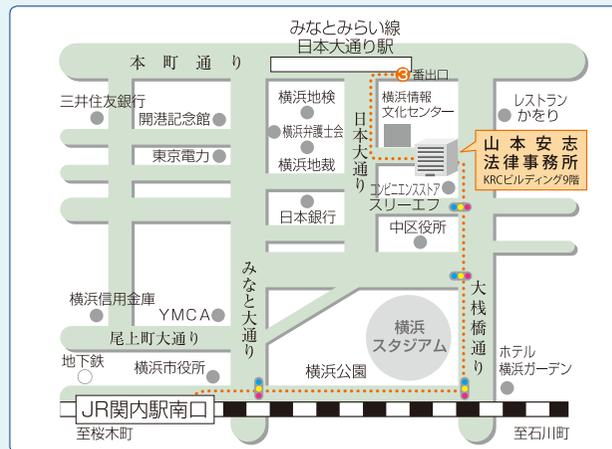
フリーダイヤル

0120-150-833

(新規予約専用相談ダイヤル 携帯/PHS可能)

交通アクセス

- ・みなとみらい線「日本大通り駅」より徒歩約1分
- ・JRおよび横浜市営地下鉄「関内駅」より徒歩約10分



事務所概要

弁護士 代表弁護士 山本安志 含め8名
住 所 〒231-0021 横浜市中区日本大通18 KRCビルディング9階
T E L 045-662-6302(代表)
F A X 045-662-7142
メール bengoshi-y@bengoshi-yamamoto.gr.jp
相談受付時間 平 日 午前9時30分から午後7時まで
土 日 祝 午前10時から午後6時まで
U R L <http://www.jiko-yokohama.jp/top.html>
その他、相続・離婚・交通事故・会社整理・債務整理用の
専門サイトあり「山本安志法律事務所」で検索ください。

交通事故 山本安志

検索

事務所開設から
35年
の実績

交通事故の被害に 遭われた方へ

事故発生から、解決までを
弁護士が被害者に寄り添って
サポートします



山本安志法律事務所

Y. YAMAMOTO LAW OFFICE

Yamamoto Yasushi Law office

交通事故の発生から解決までの流れ

事故発生

- ▶ 事故に関する不安や問題を弁護士がお聞きします
- ▶ 事故状況をまとめ警察に伝える、証拠を保全するための活動を行います

治療

- ▶ 必要な治療・検査をアドバイスします

保険会社に対する対応

- ▶ 被害者に代わって保険会社との交渉を行い、被害者の負担を軽減します

治療費・休業損害の打ち切り

- ▶ 適切な内容・期間の治療を受けられるよう保険会社と交渉し、治療期間中からサポートします

症状固定・等級認定

- ▶ 等級認定を受けるためには、適切な治療・検査とそれらを資料として形にすることが必須です。**事案に応じ、提携先の医療調査会社と協力して等級獲得をバックアップします**

示談交渉・訴訟

- ▶ 適切な提案がされているか弁護士の視点でチェックします
- ▶ 弁護士が**裁判基準**に沿って交渉ないし訴訟します

当事務所の弁護士の間与（被害者救済のためのワンストップサービス）

従来の
弁護士の
間与

解決事例

✓逸失利益や、むち打ちの治療に伴う休業損害を増額した事例

後遺障害14級9号 / 50代男性 / 会社役員
当初提案：約180万円 → 獲得金額：約410万円

✓後遺障害認定からサポートし、等級とともに有利な賠償額を獲得した事例

後遺障害12級7号（可動域制限）/ 40代男性 / 会社員
治療中から受任 → 獲得金額：約1,600万円

✓顔面の外貌醜状について逸失利益を獲得した事例

後遺障害12級14号（外貌醜状）/ 40代女性 / 主婦
当初提案：約310万円 → 獲得金額：約480万円

✓70代、従前の就労状況を主張し逸失利益を獲得した事例

後遺障害10級11号（足関節可動域制限）/ 70代男性 / アルバイト
当初提案：約530万円 → 獲得金額：約810万円

✓事故態様について争った事例

後遺障害4級4号（下肢切断）/ 20代男性 / 学生
当初提案：約2,500万円 → 獲得金額：約6,000万円

✓等級認定には至らない残存症状を慰謝料にて反映した事例

後遺障害非該当 / 50代女性 / 会社員
治療中から受任 → 獲得金額：約130万円

被害者が知らない賠償金の基準

高

裁判基準

任意保険会社が提案する基準

低

自賠責保険の基準

損害賠償の交渉においては、上記のように、様々な基準が存在しており、交渉次第で、受け取ることのできる金額が、数倍、数百万円単位で変わってしまうこともあります。

当事務所は交通事故の被害者側のみを対応していますので、徹底的に被害者側の立場から、できるだけ高額・かつ早期の解決を目指しています。

山本安志法律事務所の法律相談

《弁護士費用》

相談料 初回 1 時間無料

着手金 無料

（訴訟提起時は、10万8000円）

報酬 21万6000円 + 獲得額の10.8%
又は 保険会社提示からの
増加額の21.6%

※《弁護士特約がある場合》弁護士特約がある場合は、保険会社から、相談料・弁護士費用が払われます。
※具体的事案については、個別にお問い合わせください。

受付時間

午前 9:30 ~ 午後 7:00 (月~金)
午前 10:00 ~ 午後 6:00 (土日祝)

予約電話

フリーダイヤル
0120-150-833